

各住宅宿泊管理業者 各位

四国地方整備局 建政部 計画・建設産業課

新型コロナウイルスに関連した肺炎患者の発生に係る協力依頼について
(追加依頼 2通目)

日頃から国土交通行政の推進に格別の御協力を賜り、お礼申し上げます。

国内における新たな患者発生を予防するなどの必要があるため、住宅宿泊事業者との管理受託契約において宿泊者名簿の管理、宿泊者との対応等を受託している住宅宿泊管理業者におかれましては、先般の協力依頼と併せて下記について御対応いただきますようお願いいたします。

記

1. 厚生労働省の通知【別紙1】の内容を参照し、同様の対応を取ること。
※ただし、別紙1について、住宅宿泊事業法の届出住宅においては、旅館業法第5条のような宿泊をさせる義務は規定されていない。
2. 住宅宿泊事業者にも同様の通知（参考資料）がされているため、1.の対応を行った場合、その対応内容について適切に住宅宿泊事業者との情報共有を図ること。
3. 再委託を行っている場合、再委託先にも厚生労働省の通知の内容について周知をすること。
4. 日本政府観光局（JNTO）では、365日24時間多言語（日、英、中、韓）で対応可能なコールセンター（Japan Visitor Hotline）を設置しており、JNTOコールセンターの連絡先等を記した、新型コロナウイルスに関連した宿泊者向けフライヤー（英、中、韓、3か国語）【別紙2】について、訪日旅行客の緊急時対応に活用すること。

○内閣官房新型インフルエンザ等対策室ホームページ

（新型コロナウイルス感染症の対応について）

https://www.cas.go.jp/jp/influenza/novel_coronavirus.html

○厚生労働省ホームページ

（中華人民共和国湖北省武漢市における新型コロナウイルス関連肺炎の発生について）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

【住宅宿泊管理業に関すること】

四国地方整備局 建政部 計画・建設産業課

TEL 087-851-8061（内線6152）

FAX 087-811-8414